

令和2年度 第15回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和3年1月20日(水)
招集場所 元気館 視聴覚室
2. 出席委員 土居教育長、森岡委員、服部委員、武田委員
井上委員 欠席
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者
高瀬学校教育課長、大橋生涯学習課長、南原調整監
4. 会議録に署名すべき委員の指名
森岡委員、服部委員

土居教育長：

日程第1

これより、第15回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:03～)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、森岡委員さん、服部委員さんをお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第69号 指定学校変更について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

それでは議案第69号指定学校変更についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。今回9名の方から申請が出ています。

以下、個人情報により省略

土居教育長：

例年より人数が多く申請されています。主に部活動のことでの変更理由となっています。校区外就学については、文科省からは通知が出ており、規制の緩和をするようにということで、特にいじめや部活動について緩やかな判断をするよう通知が出されています。この件についてご質問ございますでしょうか。

教育委員

特になし

土居教育長：

議案第 69 号指定学校変更についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 70 号 令和 2 年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の支給認定について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 70 号でございます。このことにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。対象者ですが小学生に上がられる方が 9 名、中学生に上がられる方が 16 名となっています。以下、個人情報により省略

土居教育長：

新入学の学用品費を、これまでは 4 月になってから給付をしていましたが、学用品を用意するために 2 月に給付をすることにしています。この議案についてご質問ございませんでしょうか。

教育委員

特になし

土居教育長：

それでは、議案第 70 号令和 2 年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助新入学児童生徒学用品費の支給認定については、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 71 号 新型コロナウイルス感染症の影響による家計の急変があった世帯に対する 3 学期分就学援助の認定について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 71 号でございます。このことにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 21 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。申請児童生徒数は 2 名です。以下、個人情報により省略

土居教育長：

新型コロナウイルス感染症の影響によって家計の急変があったために、学期ごとの所得により審査をしています。この議案についてご質問ございませんでしょうか。

森岡委員：

収入の審査をする期間はどうなっているか。

高瀬学校教育課長：

申請をいただいてから、3 箇月の収入を確認しています。

武田委員：

援助としてはどれくらいになるか。生保の部分についてはどうなっているか。セーフティネットはどうなっているか。

高瀬学校教育課長：

コロナの関連であれば商工観光へ総合相談窓口がありますので、そちらでの相談もできます。

土居教育長：

以前は、民生委員さんと学校との連絡会があり、その中で家庭の状況の意見書が付いて審査をしていた。今はその機能がないので、所得による審査しかない。議案第 71 号については、ご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第 72 号 令和 2 年度邑南町一般会計補正予算第 1 3 号（案）について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

国の3次補正におきまして、学校に対して感染症対策の支援ということで、邑南町の場合1校当たり80万円程度ということになります。各学校に要望を出してもらおうということで、瑞穂小学校、市木小学校、瑞穂中学校について要望が上がりましたので、今回の3次補正に計上をしています。主に備品購入費になります。歳入については、国庫補助金とコロナ対策臨時交付金になります。

大橋生涯学習課長：

資料を基に説明

来年度5月に実施予定のフィンランドの合宿にかかる債務負担行為です。限度額については、3,289千円となります。期間は、令和3年5月9日から17日までということです。この期間中に、日本代表との親善試合と、聖火リレーへの参加を予定しています。この費用については、今年度中に確保する必要があり債務負担行為という手続きをとりました。歳入については、一財が1/2、国の特別交付金、県補助金となります。

土居教育長：

ご質問はございませんでしょうか。

武田委員：

コロナの関係はどうか。

大橋生涯学習課長：

今年度末までのとこであれば、キャンセル料金はかからないので、それまでの判断をすることになります。スポーツ入国の特例もあることから、外務省の動きを注視ながらキャンセル料の発生しないところで判断をしていきたいと思いません。

土居教育長：

選手であれば、2週間の隔離は適用されないが、今回の場合はそうではないので、実際に来るとなると、その部分の費用を負担する必要があります。

大橋生涯学習課長：

ただ、フィンランドチームを日本チームの練習であると申請をすれば、特例が適用されるのではないかと思います。その場合、練習会場と宿泊会場のみの移動となります。そうすると邑南町との交流が全くできなくなりますので、特例を使わずあくまで観光というところでしっかり交流をしてもらおうと考えていま

す。

森岡委員：

学校教育課の方で、1校当たり80万という話がありましたが、需用費として今回計上をしているところ以外に使うところはあるのではないかと。

高瀬学校教育課長：

各学校へは案内をしていました。しかし9月の補正で要求をしていた費用について年度末に消化する必要があること、今回の補助金についても年度内に消化する必要があるため、今回の補正では3校しか上がってこなかったということです。

森岡委員：

フィンランドの債務負担については了解をいたしました。3月までに契約をして航空運賃の変更などがあつた場合に、できなくなる可能性もないのではないかと。

大橋生涯学習課長：

事前の見積もりではありますが、コロナ禍の状況下で見積りをしてもらっています。通常入国の予定でスケジュールを組んでいます。変動があるようでも、何らかの方法で実施する方向で進めたいと思います。1月25日の臨時議会に上程しています。

武田委員：

フィンランドからは来ないということはないかと。

大橋生涯学習課長：

年末の時点では、条件を整えば是非来日したいとい返事もいただいています。

土居教育長：

議案第72号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：

了

土居教育長：

議案第73号 邑南町 GIGA スクールオンライン学習用ルーター貸出要綱の制定について

高瀬学校教育課長：

資料を基に説明

議案第 73 号でございます。このことにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。目的としては本年度のところで端末の整備をし、この端末を家庭に持ち帰って使用する場合に、wifi 環境が必要となりますが、環境のない世帯に対しても学習ができるようにするため貸出を行うもので、そのための要綱です。環境が無い世帯としては、80 件ほどございます。

服部委員：

wifi に付いての説明をしてください。

高瀬学校教育課長：

屋内工事をしてもらい、この機器を付けることで wifi 環境が整います。

(機器を見てもらい説明)

土居教育長：

国の補助金で、今回の機器を整備するものです。

邑南町に居住しているが町外の学校に通っている児童に対して貸出をどうするか。そんなに多くはないが、数名おられる。

森岡委員：

認めるかどうかの判断はどうするか。

服部委員：

町長が認める場合とあるので。

高瀬学校教育課長：

貸し出すとして、町外は環境が違うため再設定が必要となります。

服部委員：

家庭で環境がまだ無い子どもは、公民館とかに集まって進めていくのか。

土居教育長：

生徒数が少ない場合は学校内で進めてもらい、学校でなくとも公民館でもやることもできます。申請が出されれば、受付はすることにします。

議案第 73 号についてご承認いただけますでしょうか。

教育委員：
了

以上で、第 15 回を終了します。

(～11:58)